

# 沼津市中心市街地活性化基本計画

静岡県 沼津市

平成 21 年 12 月

平成 21 年 12 月 7 日認定

平成 23 年 3 月 31 日変更

平成 26 年 3 月 28 日変更

## 目 次

○ 基本計画の名称	3
○ 作成主体	3
○ 計画期間	3
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	3
[1] 沼津市の概要	3
[2] 地域の現状に関する統計的データの把握・分析	6
[3] 地域住民のニーズ等の把握	16
[4] 旧中心市街地活性化基本計画等に基づく事業の把握・分析	20
[5] これまでの取り組みを踏まえたまちづくりの課題	22
[6] 沼津市におけるまちづくりの考え方	24
[7] 沼津市中心市街地活性化基本方針	27
2. 中心市街地の位置及び区域	37
[1] 位置	37
[2] 区域	38
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	39
3. 中心市街地の活性化の目標	47
[1] 沼津市中心市街地活性化の目標	47
[2] 計画期間の考え方	47
[3] 数値指標の設定の考え方	47
[4] 具体的な数値目標の考え方	48
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	68
[1] 市街地の整備改善の必要性	68
[2] 具体的事業の内容	69
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	78
[1] 都市福利施設の整備の必要性	78
[2] 具体的事業の内容	79

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	82
[1] 街なか居住の推進の必要性	82
[2] 具体的事業の内容	83
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	88
[1] 商業の活性化の必要性	88
[2] 具体的事業の内容	89
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	100
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	100
[2] 具体的事業の内容	101
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	103
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	104
[1] 市町村の推進体制の整備等	104
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	110
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	114
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	116
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	116
[2] 都市計画手法の活用	116
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	118
[4] 都市機能の集積のための事業等	125
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	126
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	126
[2] 都市計画との調和等	127
[3] その他の事項	127
12. 認定基準に適合していることの説明	128